

交渉（全労働神奈川支部）議事概要（平成28年11月4日）

神奈川労働局総務部長・労働基準部長（当局）は、平成28年11月4日（金）、全労働神奈川支部副支部長（全労働）と厚生労働技官に係る処遇改善等について交渉を行った。

この交渉の概要は以下のとおりである。

全労働

- 1 人員の確保や労働基準監督署の組織強化など安全衛生業務体制の拡充を求める。
- 2 安全衛生担当職員が蓄積してきた専門性を今後も発揮し得るような人事制度の運用を求める。
- 3 安全衛生担当職員が安全衛生業務全般を的確に推進するために必要な研修を実施することを求める。
- 4 安全衛生職員の職務の複雑困難性等について正当に評価し、昇任、昇格、手当の支給等、処遇の改善を求める。

当局

- 1 安全衛生業務体制の確保は極めて重要な課題であると認識しており、神奈川労働局の実情を繰り返し訴えていくとともに、効率的に業務を遂行できる体制を構築し、安全衛生業務の水準のさらなる向上を図ってまいりたい。
- 2 安全衛生業務は、国民の健康、生命に直結するものであり、その重要性は今後も変わることではなく、その専門性等の向上を図っていかなければならないと考えているところである。専門性の維持、向上を図るための職員の養成や配置について、本省の考え方や神奈川労働局における人員配置等を総合的に考慮した上で、適切に対応してまいりたい。
- 3 今後とも安全衛生業務が円滑に遂行できるよう意義のある研修等を実施してまいりたい。
- 4 処遇改善の重要性については当局としても十分認識しているところであり、安全衛生職員の職務の複雑困難性を適正に評価されるように引き続き関係機関に働きかけてまいりたい。